

## 大治町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大治町広告掲載要綱（平成20年4月1日施行）第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種又は事業者
- (3) 消費者金融の業種又は事業者
- (4) たばこ製造に関わる業種又は事業者
- (5) ギャンブル(宝くじを除く。)に関与する業種又は事業者
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する業種又は事業者
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受け等をうたう事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可を受けていない事業者
- (12) 民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更正手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - ク 社会的に不適切なもの
  - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現又は根拠のない表示若しくは誤認を招くような表現
  - イ 射幸心を著しくあおるもの
  - ウ 求人に関するもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - カ 責任の所在が明確でないもの
  - キ 広告の内容が明確でないもの
  - ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主、広告掲載商品又は広告掲載サービスを推奨、保証、指定等をしているかのように誤解されるおそれのあるもの
  - ケ 明確な根拠を明示せずに、類似の商品又はサービスに対する優位性を表現するもの
- (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
  - イ 暴力又は犯罪を肯定し、若しくは助長するような表現
  - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
  - エ ギャンブル（宝くじを除く。）等を肯定するもの
- (屋外広告に関する基準)

第6条 愛知県屋外広告物条例第5条に定める許可を要する広告の内容及びデザ

インについては、当該広告を掲出する地域の特性及び町の美観風致に配慮するとともに、公衆に対し危害を及ぼすおそれのあるものであってはならない。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成22年5月17日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に旧基準の規定に基づき広告掲載の申込みをし、決定を受けた広告は、当該広告に限り掲載することができる。